

静岡県建設工事検査要領新旧対照表

現行	改正	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。</p> <p>(2) 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。</p> <p>(3) 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。</p> <p>(4) 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。</p> <p>(5) 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。</p> <p>(6) 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。</p> <p>(7) 課長 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。)第60条に規定する本庁の課長をいう。</p> <p>(8) 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。</p> <p>(検査の対象)</p> <p>第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」による</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。</p> <p>(2) 検査員 検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長が工事の検査を命じた職員をいう。</p> <p>(3) 本庁検査 工事検査課が行う検査をいう。</p> <p>(4) 主管事務所検査 農林事務所又は土木事務所が行う、他の事務所等の検査をいう。</p> <p>(5) 技術検査 工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて行う技術的な検査をいう。</p> <p>(6) 検査事務所長 主管事務所検査を行う事務所の長をいう。</p> <p>(7) 課長 静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。)第60条に規定する本庁の課長をいう。</p> <p>(8) 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。</p> <p><u>(9) 工事検査課長等 工事検査課長及び静岡県建設工事検査要領検査支援細則に定める課長をいう。</u></p> <p>(検査の対象)</p> <p>第4条 本庁検査及び主管事務所検査の対象は、別に定める「静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象」によるものとする。</p>	

静岡県建設工事検査要領新旧対照表

現行	改正	備考
<p>ものとする。</p> <p>2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協議するものとする。</p> <p>(検査申請)</p> <p>第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書を発注者に提出するものとする。</p> <p>2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書に工事検査記録を添えて、工事検査課長又は検査事務所に提出するものとする。</p> <p>(1) 完成届出書を受理したとき。</p> <p>(2) 出来形確認請求書を受理したとき。</p> <p>(3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。</p> <p>(4) 中間検査申請書を受理したとき。</p> <p>(検査の命令)</p> <p>第8条 工事検査課長又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載</p>	<p>2 前項の規定により検査を行うことが困難又は適当でない場合は別途工事検査課長と協議するものとする。<u>ただし、当該協議により、工事検査課長が工事検査支援を必要と認める工事については、静岡県建設工事検査要領検査支援細則に定めるところにより処理できるものとする。</u></p> <p>(検査申請)</p> <p>第7条 受注者は、中間検査を受ける必要があるときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める中間検査申請書を発注者に提出するものとする。</p> <p>2 課長及び出先機関の長（以下「発注機関の長」という。）は、本庁検査又は主管事務所検査対象工事の場合で次の各号のいずれかに該当するときは、内容を確認し静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査申請書に工事検査記録を添えて、工事検査課長等又は検査事務所長に提出するものとする。</p> <p>(1) 完成届出書を受理したとき。</p> <p>(2) 出来形確認請求書を受理したとき。</p> <p>(3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。</p> <p>(4) 中間検査申請書を受理したとき。</p> <p>(検査の命令)</p> <p>第8条 工事検査課長等又は検査事務所長は、工事検査申請書を受理したときは、当該申請書の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。</p>	

静岡県建設工事検査要領新旧対照表

現行	改正	備考
<p>し検査の命令を行うものとする。</p> <p>(検査の復命)</p> <p>第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。</p> <p>2 工事検査課長又は検査事務所長は、前項の復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。</p>	<p>(検査の復命)</p> <p>第14条 検査員は、検査を完了したときは、静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査復命書及び工事検査記録を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。</p> <p>2 工事検査課長等又は検査事務所長は、前項の復命書を受理したときは、速やかに静岡県建設工事検査要領細則に定める工事検査結果通知書に工事検査記録を添え検査を申請した者に通知するものとする。</p>	